

平成19年第2回海津市議会臨時会

◎議事日程(第1号)

平成19年10月5日(金曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第73号 郵政民営化法等の施行に伴う海津市関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第74号 指定管理者の指定について

追加日程第1 議長の辞職を許可することについて

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 副議長の辞職を許可することについて

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 常任委員の選任について

追加日程第6 議会運営委員の選任について

追加日程第7 下水道対策特別委員の辞任を許可することについて

追加日程第8 下水道対策特別委員の選任について

追加日程第9 南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について

追加日程第10 議案第75号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎出席議員(20名)

1番	山田 武君	2番	堀田 みつ子君
3番	西脇 幸雄君	4番	川瀬 厚美君
5番	森 昇君	6番	永田 武秀君
7番	福井 恭平君	8番	近藤 輝明君
9番	山田 勝君	10番	飯田 洋君
11番	服部 寿君	12番	伊藤 善朗君
13番	浅井 まゆみ君	14番	伊藤 仁夫君
15番	松岡 光義君	16番	水谷 武博君
17番	星野 勇生君	18番	藤田 敏彦君

19番 渡辺光明君

20番 赤尾俊春君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	菱田正保君
総務部総務課長	大橋茂一君	総務部財政課長	福田政春君
企画部長	横井五月君	企画部次長兼 秘書広報課長	森賢一君
会計管理者	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	大倉明男君	水道環境部長	舘尋正君
海津苑所長	水谷辰巳君	市民福祉部長	佐藤博章君
消防長	田中俊澄君	教育委員会 教育事務局長	森島英雄君
監査委員 局長	菱田義春君	農業委員会 農事事務局長	加藤賢治君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	伊藤久義	議会事務局課長 補佐兼議事係長	神田勝広
議会事務局課長 補佐兼庶務係長	近藤和子		

◎開会宣告

○議長（西脇幸雄君） 皆さん方、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成19年海津市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番 星野勇生君、18番 藤田敏彦君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（西脇幸雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本会の会期は本日の1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、本会の会期は本日の1日とすることに決定しました。

◎議案第73号 郵政民営化法等の施行に伴う海津市関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第74号 指定管理者の指定について

○議長（西脇幸雄君） 日程第3、議案第73号 郵政民営化法等の施行に伴う海津市関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第4、議案第74号 指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成19年第2回海津市議会臨時会が開催されるに当たり、提出いたしました議案につきまして御審議を賜るものであります。

ただいま上程になりました条例案件1件、事件案件1件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

最初に、議案第73号 郵政民営化法等の施行に伴う海津市関係条例の整備に関する条例

の制定について御説明申し上げます。

本件は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されたことにより、政治倫理の確立のための海津市長の資産等の公開に関する条例の一部改正を初め6件の関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第74号 指定管理者の指定につきましては、海津市老人福祉施設「海津苑」の管理を、岐阜市大蔵台、ドルフィン株式会社を指定管理者として指定を行うものであります。なお、指定期間は本年12月1日から平成24年3月31日までの4年4ヵ月であります。

なお、両議案につきましては、担当部長より内容について御説明を申し上げます。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 担当部長の詳細説明を許可します。

自席にて、初めに総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 皆さん、おはようございます。

それでは、最初の議案第73号 郵政民営化法等の施行に伴う海津市関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

それでは、お手元にお配りしております議案書の4ページの新旧対照表で御説明にかえたいと思います。

まず、先ほど市長が提案理由で申し上げましたように、6件の関係条例の改正でございますが、最初に政治倫理の確立のための海津市長の資産等の公開に関する条例新旧対照表でございますが、第2条で、左側が現行でございます。その中のアンダーラインを引いているところを改正するというところでございます。「貯金（普通預金を除く。）」の後に「郵便貯金」、通常郵便貯金というのを削除するというところでございます。それから、5項の金銭信託については、このところを削除して順次繰り上げるということで、6項の中に有価証券、括弧書きで「証券取引法」というのがありますが、これは新たに今年9月30日から施行されました「金融商品取引法」という法律の題が変わったため、そのところを訂正するものでございます。

それから、5ページの情報公開条例の新旧対照表でございますが、上から3行から4行のところに、「及び日本郵政公社」の文言を削除するものであります。

次、6ページでございますが、海津市個人情報保護条例でございますが、これにつきましても上から3行目の終わりの方、「及び日本郵政公社」のところを削除するというところでございます。

それから、海津市下水道条例の新旧対照表、占用の関係でございますが、21条の3号の一番最後の「及び郵政事業に係る占用物件」というのは「郵政事業」のところを削除する

ということでございます。

それから、海津市農業集落排水処理施設条例新旧対照表でございますが、これにつきましても23条の3項の「郵政事業」というところを削除すると。

それから、海津市西勝賀団地浄化槽使用に関する条例新旧対照表につきましても、同じように第8条で「郵政事業に係る」というところを削除するというものでございます。

民営化になりますと、例えば占用関係も一部減免しておりましたが、それも当然一般企業と同じように占用料といったものをいただくことになってくるわけでございます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 次に、市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） それでは、続きまして議案第74号 指定管理者の指定につきまして、内容説明をさせていただきます。

海津苑の指定管理者の募集につきましては、市の条例並びに規則に基づきまして作成いたしました海津苑の指定管理者指定要綱を市の政策調整会議で検討いたしまして、そのもとに完成した要綱を使いまして、8月8日に公募説明会を行い、その上で申請書類の受け付けを8月15日から24日までさせていただきました。その間に受け付けをいたしましたのが、今回議案に上がっておりますドルフィン株式会社の1社でございます。このことを踏まえまして、指定管理者選定委員会を9月5日に開催いたしまして、内容検討をいたしました結果、もう少し内容を掘り下げる必要があるということで、9月7日に申請者のヒアリングを行わせていただきました。またその後、選定委員会がございまして、選定委員の指定管理者の審査を行ったわけでございます。この審査をもとに再度9月20日に選定委員会を開きまして、このドルフィン株式会社が選定基準を満たしましたので指定をすることに至ったものでございます。内容につきましては、先ほど市長が申し上げましたようにドルフィン株式会社ということで、指定の期間につきましては平成19年12月1日から平成24年の3月31日までの4年4ヵ月でございます。

今回の指定管理につきましては、指定管理者からいただきます納付金がございます、これにつきましては平成19年度、12月から3月までの4ヵ月間ですが、これは新しくオープンします癒しの湯のところの分だけでございますが200万円、それから平成20年度につきましては5,000万円、平成21年度につきましては5,100万円、平成22年度につきましては5,200万円、平成23年度につきましては5,300万円でございます。4年4ヵ月で2億800万円の納付金がございます。このほかに入湯税といたしまして、15歳以上の入場者につきまして1人40円の年間30万人を見込みますと、1年間2,200万円の入湯税がドルフィンから市の方へ入ってくるということになります。この納付金の額につきましては、海津苑の運営委員会でも検討をいただいております、今回示されました額につきましては、運営協議会

で検討いただきました額を満たす額となっておりますことを報告させていただきます。

それから、ドルフィンが指定管理いたしております他の施設といたしましては、例として、関市の武芸川温泉「ゆとりの湯」が指定管理でございますし、桜の郷荘川「桜香の湯」というのが高山市の運営委託でございます。それから揖斐川温泉の「藤橋の湯」、これは揖斐川町の運営アドバイザーでございます。そのほかに宿泊関係では、津島市の鍊成館、津島市の指定管理者となっております。そのようなことで今回、今申し上げました経過でドルフィン株式会社を海津苑の指定管理者としてお願いするわけでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

初めに、議案第73号 郵政民営化法等の施行に伴う海津市関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 先ほど総務部長さんの方から、この件について御説明がございました。確かに条例改正の中で占有場所については有料化にしていくというような御説明がございました。それで、もうちょっと詳しく御説明をいただきたいなと思っております。といいますのは、今現在の郵便局が市の公共施設の中で何を目的にどこを占有しているんだということをちょっとお聞かせいただきたいということと、それからもう1点、当然市内には複数のポストが設置されておると思いますが、それが民地だったら問題ないんですけども、公共のところにもどれだけのポストが設置されておまして、それはもうちょっと詳しく説明していただければ、旧3町の設置の数等についてもわかっておりましたら説明を受けたいと思います。

それともう1点、先ほども占有しているところについてはそれなりに有料というような形に持っていかれるようなことですが、例えば車等についても、柔道場と商工会のあそこの駐車場等のところに郵便局の車もとめてあるように思うんですけども、1台当たりどの程度の金額をいただくのか、そうじゃなくて何台使っても1ヵ所幾らというような形を考慮されるのか。ポスト等についても権利と、それからそのポストが設置されておる固定資産税等々の金額の出し方はどんなようなことを今考慮されるのか。そこら辺のことについて、申しわけないですけども、ちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 郵便ポストについては全部調査はいたしておりませんが、現在、海津庁舎、南濃庁舎のところでございますが、御承知のように、わずかな1平米に満たな

いような面積でございますので、それについては郵便局の方から申請いただいて、市民の方の利便性も考え、基本的には有料になるわけでございますが、一部減免も考えていきたいというような考えでおります。

それと、道路関係には現状のところポストはございません。各郵便局の中でやられているというふうに理解しております。

それから郵便局の職員の駐車場でございますが、9月いっぱいまでは柔道場といったところにも郵政公社の職員としてあいている、昼間でございますので柔道場に置くことは、許可というわけではございませんが認めておったわけでございますが、10月1日からはすべて排除いたしましたので、当然民間の企業である郵便局が独自に駐車場を確保され、そこへとめておられるというふうに理解しております。確認しましたところ、10月1日から一台もとめていない状況でございます。

それから固定資産税につきましては、海津市で郵便局として、旧郵政省でございますが、局社を持っておったのは駒野の郵便局だけで、あとはすべて個人の方がつくられ、総務省の方に貸しておられたものでございますから、個人についてはすべて固定資産税はいただいております。

それからもう一つは、郵便を配達する単車でございますが、これについても徐々に郵政公社から郵便局株式会社に名義がえをしていただいているところでございますが、ただこの課税対象が4月1日現在になりますので、それまでにいろいろとまだ郵便局の方も、受け皿とってはあれでございますが、郵便の方は株式会社郵便事業になりますので、海津の郵便局については支店みたいなものでございますので、その元締めは羽島にありますが、こちらが営業所になりますので、その辺の申請段階も今検討されているということでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） この間もテレビ等を見ておりましたら、この件についてのニュースが非常に議論されておりました。それで、そこに同席しておったコメンテーター等のいろいろなお話を聞きますと、各市町村も、例えばポストが設置してある場所はたかだか知れた面積だけでも、それに1,000円なり2,000円なりの有料化にするんだというような、実際にその市町村の方々の考えに対して、コメンテーターの方は各市町村もそこまで経済的に厳しい状況にあるのかと、これは当然民営化されたことでもあるので、これはいたし方ないことだなというようなコメンテーターの話でございました。そういう中で、今総務部長の方から減免と、これは権利とかその場所の使用料等々を含めて100%減免というようなお考えであるというように感じたわけでございますが、海津市の場合はまだまだほかの市町村

に比べてそこまで厳しい状況にはないというふうに御判断されておられるのでしょうか。
いかがでしょうか。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） そういった意味で回答したものではありません。当初、ポストについては、なかったものを市とか市民の方に便利だろうということで誘致した経緯等もございますので、そういった点を踏まえながら、有料化も含め検討をしていきたいということでございますので、郵便局の方が有料化になったらひょっとして撤去されるかもわかりませんので、その辺も含めて検討をしていきたいということでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 市民の便利とかそういうことに関しては、ここの市だけじゃなくてどこの市町村も同じことを考えておられると思う。市民のために非常に近いところにあって、便利なところにあつたらそりゃあいいでしょと、そういうふうにみんな全国津々浦々考えておられると思います。当然行政というのは市民のためがあると、これが基本になっております。したがって、そういうようなことはどこの市町村でも考えておられる、そういう中で、なおかつそれに踏み切らざるを得ないんだというような考えのもとで、そんなようなことをテレビ等で座談の中で話しておられたというふうに私は理解するわけでございますけれども、市民の便利だけじゃなくて、本当にどんな大きな予算についてもまず1円からの積み上げでございますので、そういうこともよく両面から考えて決断をしていただきたいなど、以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 御意見に基づきまして今後また検討させていただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。ただ、海津庁舎につきましては、郵便局までわずか100メートルのところにはポストがあるわけなんです。そしてまたこの庁舎にもポストがあるものですから、当然郵便局としては民営化されたときにはやはり土地のコストを考えれば、撤去される可能性というのは高くなるということでございますので、そういった面も含めながら検討していきたいと思ひます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。議案第73号を討論を省略して採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 郵政民営化法等の施行に伴う海津市関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第74号 指定管理者の指定についての質疑・採決を行います。

質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、何点かお願いします。

今、指定管理者の納付金を幾らというふうに言われましたけれども、これの算出根拠というのを教えていただきたいということと、先ほど30万人というふうに入り客を見込んでおられるというふうなことも言われましたけれども、今までの入り客の年間何人というのも一緒に教えていただきたいということ。それと、当然この納付金以上に頑張って収益を上げられて運営されていくんだろーとは思いますが、運営によってはしっかりと利益を上げていくということもあるだろうし、ちょっとえらくなって利益が少なくなってくるということもあるかもしれませんけれども、赤字にならないにしても、だんだんと利益が少なくなると、人員とか対応できるサービスが下がってくるというようなことがあった場合どうされるのかということと、それと利用者なんかの声を聞く窓口というのは、どこが責任を持って聞くのか。6月定例会の条例制定の折に、いろんな条件といいますか、いつを休みにするとか、一応天井は500円なんだけれども、もしかして何かのときにはもう少し安くしたりだとか、利用しやすくしたりできるようなことを指定管理者と相談してということをやられていましたけれども、そのような相談としてやっつけける契約になっているのかということと、新しくきれいになったわけですから、何を修繕というふうなことを言われるかもしれませんけれども、幾ら新しいとは言いながらも、例えばひまわりなんかでも修繕が必要になってきているところ、不測の事態というときに、どこまでは市でやらなくてはいけないのかとか、指定管理者でやらなくてはいけないのかということ、どういうふうにされているのかを教えてくださいなと思っておりますけれども。

○議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） お答えをさせていただきます。

まず1点目の納付金の算出根拠でございますが、これにつきましてはそれぞれ指定管理者の方から申請が出ておりまして、各年度ごとの収支に基づいて、例えば19年度でいいま

すと収入が、利用料とか食事料はございませんが、自販機の販売料等で6,298万円、それから支出の方が5,776万7,000円ということで、この中には入湯税と市にお支払いいただきます19年度でいきますと200万の納付金、それから消費税等も引かれて、収支の差し引きが19年度は521万3,000円となっております。それから20年度につきましては、これは宿泊部門も入ってまいりますので金額も大きくなってきて、収入が3億1,800万円、それから支出が3億818万円、収支では980万円ほどの残となっております。この中には、当然納付金と入湯税等も差し引きされた後の、先ほど申しました収益の差でございます。それから21年度につきましても、収入が3億5,180万円ほど、支出が3億4,000万円ほど、残が1,100万円ほどでございます。そして、同じく市への納付金、それから入湯税、消費税等も支出には含まれております。それから22年度につきましても同様でございますが、約3億5,500万円の収入で、支出が3億4,350万円ほど、1,150万円ほどの収支残でございます。同じく納付金と入湯税、消費税は歳出に含まれております。それから23年度も、大して差はございませんが、3億6,000万円ほどの収入で、支出が3億4,600万円ほどでございます。収支の差が1,350万円、それからこの中には納付金と入湯税、消費税等が含まれております。

それから、年間30万人の根拠でございますが、2点目に質問されました過去の海津苑の入場者数等につきましては、後ほど海津苑の所長の方から報告申し上げますが、一応それらを参考にいたしまして、30万人ほどの入場者を見込めるということで考えさせていただいております。

それから2点目の、今申しました過去の入場者数につきましては、後ほど所長の方から報告申し上げます。

それから、3点目の運営の収入が少なくなった場合の件でございますが、これにつきましては、きょう指定管理者の御議決をいただきましたら、今後の段取りといたしましては指定管理者と協定を結んでまいります。その協定内容の方に明記をさせていただきたいと思っております。

それから、利用者負担の意見としての窓口はどこになるかということでございますが、当然、指定管理者の方に窓口となっていただきまして、内容によっては、当然市の方に絡むこともあると思っておりますので、指定管理者を通じて市の方にも参ることがあると思っております。

それから利用料の件でございますが、これは今の「癒しの湯」「長寿の湯」、それぞれ大人が500円等々条例で定められておりますが、これらの減額につきましても、今後協定の中で指定管理者と協議ができれば減額ということも考えられないことはないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから最後の御質問の修繕につきましては、50万円までは指定管理者の負担とし、50

万円を超えた場合につきましては市の負担とすることに、一応募集要項の方でさせていただいて、その上で募集を行っております。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 今、市民福祉部長から回答しました点で、若干修正をさせていただきたいところがございますので、ちょっと発言をさせていただきます。

まずは納付金でございますが、納付金というのは指定管理者が利益を得たものを地元へ還元すると、利益還元ということで今回納付金をいただいております。その算定につきましては、指定管理者がその事業計画性、妥当性、そういったものを考えながら捻出するわけでございますので、その積算の根拠につきましては指定管理者が持っているものでございます。先ほど部長の方からは収支予算書の金額を申し上げましたが、納付金の積算という意味では指定管理者の方がもろもろのことを考えてはじいたもの、捻出したものということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、利益が落ちた場合の納付金の影響ですが、これは一たん納付金額をこういう形で提案いただきましたので、たとえ収入とか利益が落ちようが、5年間はこの金額を契約に従ってちょうだいするというところでございます。

それから、指定管理者との協議で、例えば回数券ですとか1日無料デーですとか、いろんなイベント、それから地域のいろんな産物をそこで展示即売するとか、そういったことは今後指定管理者との間で協議してやっていけるということでございますし、指定管理者の方からそういう提案もいただいておりますので、その点については弾力的にやっていきたいということで回答をさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 海津苑所長 水谷辰巳君。

○海津苑所長（水谷辰巳君） 海津苑の利用者でございますが、こちらの積算としましては17年度の積算に基づいて出しておりましたので、17年度の入場者を報告させていただきます。

大人が41万3,638人、子供が8,590人、それから老人でございますが2万6,314人ということで、合計44万8,542人ということでございます。1日平均は1,278人ということでございます。18年度もいいますと、大人が32万619人、子供が7,360人、老人が4万7,656人ということで、合計37万5,635人ということで、1日平均1,108人ということでございます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 私、ぽかっとしておってか、佐藤部長の言われた納付金の額がちょっとすっかりつかめなかったということで、もう一遍改めて納付額をお聞かせいただきたい

いことと、その額については今、副市長から5年間は約束ということで、たとえ赤字を出そうが払っていただく額だということですが、そういった非常事態が起きても払うということになると、この納付金額というのは、私はそもそもドルフィン1社で随意のような話し合いで進められたという気がしてなりません、2社、3社が競争で、私の会社も、私もやりたいといった場合でも、先ほど部長の言われた納付金という額は変わりはないのか、そういった面もあるいは競争できたのかということをお尋ねしたいので、もう一度改めて納付金を朗読していただきたいと思います。

それから、部長、また所長もいろいろ答弁いただきましたが、せっかくの機会ですので、現在の進捗状況、進捗率と申しますか、それはいかほどの状況であるのかということ。私たち委員でありながら、現在の状況もわからないということで、この席で御説明いただければ皆さんわかっていただけるということを思ってお尋ねします。

なお、斎苑なんかのときには屋根はどの色にしよう、壁はどのカラーがよろしいかということで、担当部署の計らいもありましてと申しますか、斎苑で見本を見せられて、これがいだろう、これの方がいいんじゃないかというようなことを議論させていただいた記憶がございますが、海津温泉についてはわざわざ運営委員が設置されておりながら、全くそういうお話は聞いた記憶がございません。なぜそういった勝手な歩み方をされているのか、それまでは必要ないと判断されておるのか、そのあたりについてもひとつ理解できる説明を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 初めに、市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） それでは、第1点目の御質問の指定管理者の納付金でございますが、再度申し上げます。

19年度につきましては200万円、それから20年度につきましては5,000万円、21年度につきましては5,100万円、22年度につきましては5,200万円、23年度につきましては5,300万円でございます。トータルいたしますと4年4ヵ月で2億800万でございます。

1点目の納付金額の御質問は以上でございますが、2点目の工事進捗率につきましては後ほど所長から報告申し上げますが、山田議員さんがおっしゃいました工事の関係で、今進めさせていただいておりますが、その中で例えば屋根の色とか、いろいろと工程によりまして選定をする部分が出てくるわけでございますが、それが過去、運営委員会等にも全然諮っていないのはなぜかということの御質問でございますが、実は海津苑の工事につきましては、毎週1回木曜日に工程会議を行わせていただいております。工程会議には海津苑の所長並びに担当の者が出席いたしまして、工事の進捗状況に応じて毎週行わせていただいておりますが、この重要な部分の決定につきましては、当然運営委員会には御報告は今まで申し上げておりませんが、上司の方には諮って決定をいたしておりますことを御報

告させていただきます。運営委員会の方に、過去、斎苑等の例では報告があったということでございますが、海津苑につきましては運営委員会がありまして御報告をいたしておりません。

〔「報告やない。相談を何でせんのかということだ」と呼ぶ者あり〕

○市民福祉部長（佐藤博章君） 相談をいたしておりませんでした。これにつきましては、私といたしましては申しわけなく思っておりますが、また後日、御報告できる機会を設けたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、今回の場合1社だけの応募でございましたので、こんなような納付金になったわけでございますが、これが例えば2社、3社の応募になれば、当然指定管理者の選定委員会というのがございますので、その選定委員会に審査基準がございます。

〔発言する者あり〕

○市民福祉部長（佐藤博章君） そういう意味じゃなくて、今申し上げているのは、その選定委員会で選定していくわけでございますが、納付金につきましても当然……。

〔発言する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 指定管理者の選定の関係でございますので、私、選定委員会の委員長をやっておりますのでお答えをさせていただきます。

指定管理者を選定する場合の方法としては、一つは公募方式、もう一つは指定方式がございます。原則は公募方式ということで、今回公募要項を設けまして、公募で行いました。聞くとところによりますと、事前の説明会には9社参加していただいたそうでございますが、海津苑の運営委員会で合意を得ておまとめいただきました条件等を要綱に盛り込んで提案いたしました。その結果、その内容に対して応募をされてきたところが1社であったということです。したがって、納付金につきましても運営委員会で大体こちらから御説明して合意を得ました金額を説明会等で示しております。ですから、その金額よりも大きい金額でないと応募しても無理だというふうにそれぞれの業者が判断したと思います。ですから、当然普通の一般の場合、指定管理者ですと逆に市から指定管理料をもらえると、ほかのプールにしろ公園にしろ、市の方から指定管理料を出しております。今回は逆に業者の方から納付金をいただくと、その金額についても提案をいただいたと。先ほど部長の方から報告しました平均しますと5,000万という金額は、運営委員会の際にお示しいたしました4,000万という金額を上回っているということで条件を満たしているということで、選考委員会としてはほかのいろんな提案も含めましてドルフィンが指定管理者の候補としてふさわしいということで、その旨市長に答申したということでございます。

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、海津苑所長 水谷辰巳君。

○海津苑所長（水谷辰巳君） 改修の進捗状況でございますが、9月末現在で1期工事ということで、10月末の工事の完了予定ということで85%でございます。全体としましては、来年6月30日が1期、2期の全体の工事の工期でございますが、45%ということになっております。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） よろしいですか、9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） はい、ありがとうございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 先ほど、冒頭に部長の方から納付金額を算定する基準になる利用客の人数を示されたわけですが、それは17年度の利用者を大体ベースにされたように私は解釈をいたしました。しかし、それが17年であろうが18年であろうがそんなことはいいんですけれども、そこら辺のところの数字をベースにされたということでございますけれども、皆さんも御承知のように、その年度あたりのところというのは海津温泉はもうぼろぼろになって、利用客は非常に減少しておる状況の中でございます。それをこの納付金の算定する金額のベースにされるということはちょっといかがなものかなというふうに考えております。過去、決してこんな利用客の人数ではなかったということは当然部長も御承知だと思います。したがって、納付の算定の金額が本当にこれでいいものなのかなというような疑問がちょっと残ります。過去には80万人、90万人というような時代もあったわけですので、そういうことをひっくるめて、この海津温泉を運営してきた年度ごとのグラフを見てみれば、当然下降線をたどったわけなんですけれども、新築した当初はどーんと、こうやって上がるわけなんですよね。上がったやつから下降線をたどってくるわけなんですよ。当然、その時代背景も変わってきておりますので、その線の下がり方というのは当然異なるわけでございますが、17年度前後、そこら辺の数字だけで判断をされたということには特別な理由があったのかどうか、その前の数字というものは全く資料にも参考にもされなかったのか、そこら辺のところをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど副市長が申し上げましたが、説明会には9社参りました。そして市の条件を提示した結果、各社がそれぞれ過去の入館実績とか、あるいは現在の宴会の数とか、そういったものを各企業さんが計算をされまして、そしてエントリーしていただいた会社が1社ということでありまして。したがって、私どもとしましては、過去の実績は提示しましたけれども、それに基づいて各企業さんがどういう経営をするかということとを計算して、今度の応募に応じていただいたということでありまして。ですから、9社中

8社は多分やれる自信がなかったと、そういう判断をいたしております。この1社につきましては、慎重にも慎重を期しまして、先ほど途中でぐあいが悪くならないかという御指摘がありましたけれども、そういうことがないように、1社ですから条件をいろいろお聞きし、そして調査し、そして答申をいただきまして、その結果、きょう皆様方のところをお願いをいたしているわけでございます。したがって、海津市が30万人とか40万人とかそういう提示をしたわけではございませんで、過去にこれだけの入館者があったということ判断して企業が経営的にやっていけるかどうかということ判断して応募していただけたという理解をいたしておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 先ほどの市長の説明でよくわかりました。部長の説明の中で最後のところだけを説明されましたので、それはちょっとおかしいんじゃないですかと、こういうことでございます。先ほど市長さんが説明されたような、前段の部分があっての説明だったら、私こういう質問をしなくて済んだわけでございますので。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。議案第74号を討論を省略して採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、申し合わせによりまして議長の職をやめさせていただきたく、会議規則第137条第1項の規定によりまして副議長に辞職願を提出いたしました。どうか御承認を下さりますようお願い申し上げます。地方自治法第117条の規定によりまして退場をいたします。

〔議長 西脇幸雄君 退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（松岡光義君） それでは、議長を交代いたします。

ただいま、議長 西脇幸雄君から議長を辞職したいとの申し出がありました。

お諮りします。議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、直ちに議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

◎議長の辞職を許可することについて

○副議長（松岡光義君） お諮りします。西脇幸雄君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、西脇幸雄君の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔3番 西脇幸雄君 入場〕

○副議長（松岡光義君） では、西脇幸雄君から議長退任のあいさつをお願いいたします。登壇にてお願いいたします。

〔3番 西脇幸雄君 登壇〕

○3番（西脇幸雄君） 一言、退任のごあいさつを申し上げたいと思います。

前議長の水谷武博議長から引き継ぎさせていただき、この1年間、議会の皆さん方、また執行部の皆さん方に御指導、御協力をいただきまして、大過なくこの1年を過ごさせていただきました。また、松岡副議長さんには補佐役として一生懸命に頑張っていたただいたおかげで、何とか過ごさせていただきましたこの1年を振り返らせていただき、それぞれの議員さん方には議論・討論を重ねていただき、松永市長の提案されました議案そのものを時間をかけて議論を賜り、全議案を可決していただいた。私は議長の器ではございませんけれども、議員各位の御協力があったからこそ、この場があるわけでございますが、今後は一議員として市民の負託にこたえ、一生懸命に頑張っていきたいという思いでございます。

どうか今後とも、一層執行部並びに議員各位の御指導をいただきますことを心からお願いいたします。退任のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（松岡光義君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、

追加日程第2として直ちに選挙を行います。

◎議長の選挙について

○副議長（松岡光義君） 選挙の方法についてをお諮りします。

御承知のとおり、選挙の方法には、投票によるものと指名推選によるものがございます。
どちらの方法で行ったらよろしいか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（松岡光義君） はい。

○4番（川瀬厚美君） 投票にしたかどうかと思いますが。

○副議長（松岡光義君） ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（松岡光義君） はい、渡辺議員。

○19番（渡辺光明君） 私は、方法があるなら指名推選でもいいと思います。

○副議長（松岡光義君） その他ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（松岡光義君） ただいま両意見が出ました。投票が優先になりますので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松岡光義君） ただいまの出席議員は20名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に19番 渡辺光明君と20番 赤尾俊春君を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、有効投票数の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、得票数が同じである場合はくじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おきを願います。

では、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（松岡光義君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松岡光義君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（松岡光義君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（伊藤久義君） 1番 山田武議員、2番 堀田みつ子議員、3番 西脇幸雄議員、4番 川瀬厚美議員、5番 森昇議員、6番 永田武秀議員、7番 福井恭平議員、8番 近藤輝明議員、9番 山田勝議員、10番 飯田洋議員、11番 服部寿議員、12番 伊藤善朗議員、13番 浅井まゆみ議員、14番 伊藤仁夫議員、16番 水谷武博議員、17番 星野勇生議員、18番 藤田敏彦議員、19番 渡辺光明議員、20番 赤尾俊春議員。

〔投票〕

〔副議長投票〕

○副議長（松岡光義君） 投票漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松岡光義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

渡辺光明君と赤尾俊春君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（松岡光義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票。有効投票20票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、近藤輝明君14票、山田勝君4票、堀田みつ子君1票、星野勇生君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、近藤輝明君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（松岡光義君） ただいま議長に当選されました近藤輝明君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、議長に当選されました近藤輝明君に就任のごあいさつをお願いします。登壇にてお願いいたします。

〔新議長 近藤輝明君 登壇〕

○新議長（近藤輝明君） ただいま私、大いなる感激をいたしておるところでございます。ごらんのように、不肖私、浅学非才はもちろんのこと、にもかかわらず議員各位にはただいま御推挙を賜り、心より厚く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。申し上げるまで

もなく、議会制民主主義を原則として、議会執行部、車で申し上げるなら両輪のごとくではありますが、是々非々はもちろんのこと、いろんな議論、議会運営がスムーズに、円滑にとり行われるようお願い、お一人おひとり議員各位の温かい御指導、御鞭撻を賜りながら、議会一丸となってふるさと海津市のまちづくりに邁進したいと思っております。

また、松永市長を初め執行部各位にもよろしくお願いを申し上げ、とりあえず議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松岡光義君） これで新議長と議長を交代いたします。皆様の御協力、ありがとうございました。新議長、議長席にお着きください。

〔副議長 議長席を退席・新議長 議長席に着席〕

○議長（近藤輝明君） それでは、議長の席を継がさせていただきます。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 松岡副議長。

○副議長（松岡光義君） 慣例によりまして、副議長の職を辞職したたく、会議規則第137条第1項の規定によりまして議長に辞職願を提出しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 地方自治法第117条の規定により、松岡光義君の退場を求めます。

〔副議長 松岡光義君 退場〕

○議長（近藤輝明君） ただいま、副議長 松岡光義君から副議長を辞職したいとの申し出がありました。

お諮りします。副議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職を許可することについてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたします。

◎副議長の辞職を許可することについて

○議長（近藤輝明君） お諮りいたします。松岡光義君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、松岡光義君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

〔15番 松岡光義君 入場〕

○議長（近藤輝明君） では、松岡光義君から副議長の退任のあいさつをお願いいたします。

〔15番 松岡光義君 登壇〕

○15番（松岡光義君） 振り返ってみますと、1年間、大変議員先輩の諸氏にはお世話になりました。特に、西脇議長には大変お世話になりました。私なりに一生懸命やってきたつもりでございますが、まだまだ未熟者でございますので、議員各位におかれましては御不満な点多々あったかと思えます。これからも一議員といたしまして市の発展に一生懸命頑張るつもりでございますので、よろしくをお願いいたしたいと思えます。

また、最後になりましたが、執行部の皆さんにおかれましては、本当によく御指導をいただきましてありがとうございました。これからもよろしくをお願いいたします。まことに意を尽くせませんが、副議長の退任のあいさつとかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（近藤輝明君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行います。

◎副議長の選挙について

○議長（近藤輝明君） 選挙の方法についてをお諮りします。

投票によるものと指名推選によるもののどちらの方法で行ったらよろしいか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 20番 赤尾俊春君。

○20番（赤尾俊春君） 投票でお願いしたいと思えます。

○議長（近藤輝明君） ただいま投票によるものとの発言がありました。ほかに御意見もないようですので、選挙方法は投票により行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。しばらくお待ちください。

〔議場閉鎖〕

○議長（近藤輝明君） ただいまの出席議員は20名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に19番 渡辺光明君と20番 赤尾俊春君

を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、議長選挙と同様、有効投票の4分の1以上の得票数がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票者数が同じである場合はくじで当選人を決めることになっておりますので、御承知を願います。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（近藤輝明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（近藤輝明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（伊藤久義君） 1番 山田武議員、2番 堀田みつ子議員、3番 西脇幸雄議員、4番 川瀬厚美議員、5番 森昇議員、6番 永田武秀議員、7番 福井恭平議員、9番 山田勝議員、10番 飯田洋議員、11番 服部寿議員、12番 伊藤善朗議員、13番 浅井まゆみ議員、14番 伊藤仁夫議員、15番 松岡光義議員、16番 水谷武博議員、17番 星野勇生議員、18番 藤田敏彦議員、19番 渡辺光明議員、20番 赤尾俊春議員。

〔投票〕

〔議長投票〕

○議長（近藤輝明君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

渡辺光明君と赤尾俊春君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（近藤輝明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票。有効投票20票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、伊藤仁夫君14票、渡辺光明君3票、福井恭平君3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、伊藤仁夫君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（近藤輝明君） ただいま副議長に当選されました伊藤仁夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、副議長に当選されました伊藤仁夫君、就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 伊藤仁夫君 登壇〕

○新副議長（伊藤仁夫君） ただいまは議員各位に温かい御推薦をいただきまして、まことにありがとうございました。もとより浅学非才の私でございますが、近藤議長の補佐役として全身全霊で打ち込んで職責を全うする覚悟でございますので、議員各位並びに職員の皆様方のさらなる御指導と御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（近藤輝明君） ただいまは、新副議長 伊藤仁夫君の就任あいさつをありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。議員諸君は委員会室にて御参集願います。

（午前10時40分）

○議長（近藤輝明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 3時19分）

○議長（近藤輝明君） お諮りします。任期満了による常任委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題といたします。

◎常任委員の選任について

○議長（近藤輝明君） 常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

議長において指名いたしました各常任委員を議会事務局長から発表させます。

○議会事務局長（伊藤久義君） それでは、発表いたします。

総務委員、7名の方ですが、山田武議員、近藤輝明議員、山田勝議員、伊藤仁夫議員、

星野勇生議員、藤田敏彦議員、渡辺光明議員。

続きまして文教福祉委員、7名の方ですが、堀田みつ子議員、服部寿議員、西脇幸雄議員、伊藤善朗議員、森昇議員、水谷武博議員、福井恭平議員。

続きまして産業建設委員、6名の方ですが、川瀬厚美議員、浅井まゆみ議員、永田武秀議員、松岡光義議員、飯田洋議員、赤尾俊春議員、以上でございます。

○議長（近藤輝明君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

続きましてお諮りします。任期満了による議会運営委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題といたします。

◎議会運営委員の選任について

○議長（近藤輝明君） 議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

議長において指名いたしました議会運営委員を議会事務局長から発表させます。

○議会事務局長（伊藤久義君） それでは、発表いたします。

議会運営委員、7名の方ですが、川瀬厚美議員、渡辺光明議員、森昇議員、赤尾俊春議員、山田勝議員、伊藤仁夫議員、服部寿議員、以上でございます。

○議長（近藤輝明君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

続きましてお諮りします。下水道対策特別委員の飯田洋君、川瀬厚美君から下水道対策特別委員辞任の申し出がありましたので、下水道対策特別委員の辞任を許可することについてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、下水道対策特別委員の辞任を許可する

ことについてを日程に追加し、追加日程第7として議題といたします。

◎下水道対策特別委員の辞任を許可することについて

○議長（近藤輝明君） お諮りします。飯田洋君、川瀬厚美君の下水道対策特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、飯田洋君、川瀬厚美君の下水道対策特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま下水道対策特別委員が2名欠員となりました。下水道対策特別委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、下水道対策特別委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに追加日程第8として議題といたします。

◎下水道対策特別委員の選任について

○議長（近藤輝明君） 下水道対策特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

議長において指名いたしました下水道対策特別委員を議会事務局長から発表させます。

○議会事務局長（伊藤久義君） 発表いたします。

下水道対策特別委員、2名の方ですが、西脇幸雄議員、山田武議員、以上でございます。

○議長（近藤輝明君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を下水道対策特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表いたしました諸君を下水道対策特別委員に選任することに決定いたしました。

続きましてお諮りします。南濃衛生施設利用事務組合議員、不肖私、近藤輝明、当組合議員の辞職に伴う南濃衛生施設利用事務組合議員選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、南濃衛生施設利用事務組合議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として選挙を行います。

◎南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について

○議長（近藤輝明君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。この指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、この指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

では、南濃衛生施設利用事務組合議員に赤尾俊春議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました赤尾俊春議員を南濃衛生施設利用事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました赤尾俊春議員が南濃衛生施設利用事務組合議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議員に当選されました赤尾俊春議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

続きましてお諮りします。監査委員の退職に伴う海津市監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。

◎議案第75号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（近藤輝明君） 地方自治法第117条の規定により、7番 福井恭平君の退場を求めます。

〔7番 福井恭平君 退場〕

○議長（近藤輝明君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 議案第75号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

議案書、追加提案1ページをお開きください。

本日、議会の議員の中から選任されております監査委員 伊藤仁夫さんから退職願が提出され、これを受理し、承認いたしましたので、後任の監査委員に議会から御推薦いただきました海津市南濃町境1345番地3の福井恭平氏を起用すべく、お諮りする次第です。

地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議を賜り、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。議案第75号を採決いたします。

お諮りします。議案第75号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

〔7番 福井恭平君 入場・着席〕

◎閉会の宣告

○議長（近藤輝明君） 以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって平成19年海津市議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後3時32分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年10月5日

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員